

6 集団的自衛権一般（いわゆるフルセットの集団的自衛権）

- (1) 我が国が主権国家である以上、国際法上は集団的自衛権、すなわち、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」を有していることは当然である（国連憲章第51条参照）。
- (2) しかしながら、このような国際法上認められている集団的自衛権一般（いわゆるフルセットの集団的自衛権）の行使は、我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置の範囲を超えるものとして、憲法上許容されない。
- (3) 国際法上は行使できる権利であっても憲法その他の国内法によって国民の意思としてその行使を自制することは法的には問題ない。

※ 武力の行使の三要件と集団的自衛権の行使は認められないとした従前の国会答弁等との関係については、4-B③（191頁）参照

(国会答弁例)

〔衆・外務委 昭28・7・1
下田外務省条約局長 答弁〕

○下田政府委員 …自衛の觀念は…國際法上の基本的権利として、いずれの独立国にも認められておる権利であります。権利ということは何かというと、その権利を行使した場合に不法行為にならないということであります。…それで自衛の行為の範囲でございますが、これは各国の憲法なり各国の法制によってきまるわけであります。…軍隊を持たない国、あるいは憲法で交戦権を放棄されている国では、当然その国の憲法なり法制のもとで許された範囲しか自衛の行為がとれない…日本は憲法並びに現行法制のもとに狭い行為しかとれない、そういうことであります。

〔衆・外務委 昭29・6・3
下田外務省条約局長 答弁〕

○下田政府委員 平和条約でも、日本国の集団的、個別的の固有の自衛権というものは認められておるわけでございますが、しかし日本憲法からの觀点から申しますと、憲法が否認してないと解すべきものは、既存の國際法上一般に認められた固有の自衛権、つまり自分の国が攻撃された場合の自衛権であると解すべきであると思うであります。集団的自衛権、これは換言すれば、共同防衛または相互安全保障条約、あるいは同盟条約ということでありまして、つまり自分の国が攻撃されもしないのに、他の締約国が攻撃された場合に、あたかも自分の国が攻撃されたと同様にみなして、自衛の名において行動するということは、一般的の國際法からはただちに出て来る権利ではございません。それぞれの同盟条約なり共同防衛条約なり、特別の条約があつて、初めて条約上の権利として生れて来る権利でございます。ところがそういう特別な権利を生ますための条約を、日本の現憲法下で締結されるかどうかということは、先ほどお答え申し上げましたようにできないのでありますから、結局憲法で認められた範囲というものは、日本自身に対する直接の攻撃あるいは急迫した攻撃の危険がない以上は、自衛権の名において發動し得ない、そういうように存じております。

○下田政府委員 …現行國際法上は、特別のとりきめなくして集団的自衛権というものを確立したものとは認めておらない。従つて憲法は自衛権に関する何らの規定はないでありますけれども、自衛権を否定していない以上は、一般國際法上の認める自衛権は国家の基本的権利であるから、憲法が禁止していない以上、持つておると推定されるわけでありますが、そのような特別の集団的自衛権までも憲法は禁止していないから持ち得るのだという結論は、これは出し得ない、そういうように私は考えております。

○下田政府委員 …集団的自衛権と憲法との関係につきましては、政府の確立した見解を樹立するための相談をいたしたことはまだございません。…従いまして先ほど私が申しましたのは、外務省と申しますよりは、外務省条約局の研究の段階で得た結論だと申し上げる方がよろしいかと思います。

〔参・予算委 昭35・3・31
岸内閣総理大臣・林法制局長官 答弁〕

○政府委員（林修三君） 集団的自衛権という言葉についても、いろいろ内容について、これを含む範囲においてなお必ずしも説が一致しておらないように思います。御承知の通りに、国連憲章では、集団的自衛権を固有の権利として各独立国に認めておるわけです。あるいは平和条約におきましても、日ソ共同宣言におきましても、あるいは今度の安保条約におきましても、日本がいわゆる集団的自衛権を持つことをはつきり書いてあるわけです。そういう意味において国際法上にわが国が集団的、個別的の自衛権を持つことは明らかだと思います。ただ、日本憲法に照らしてみました場合に、いわゆる集団的自衛権という名のもとに理解されることはいろいろあるわけでございますが、その中で一番問題になりますのは、つまり他の外国、自分の国と歴史的あるいは民族的あるいは地理的に密接な関係のある他の外国が武力攻撃を受けた場合に、それを守るために、たとえば外国へまで行つてそれを防衛する、こういうことがいわゆる集団的自衛権の内容として特に強く理解されておる。この点は日本の憲法では、そういうふうに外国まで出て行つて外国を守るということは、日本の憲法ではやはり認められていないのじやないか…そういう意味の集団的自衛権、これは日本の憲法上はないのではないか…

○政府委員（林修三君） …たとえば現在の安保条約におきまして、米国に対して施設区域を提供しております。あるいは米国と他の国、米国が他の国の侵略を受けた場合に、これに対してあるいは経済的な援助を与えるというようなこと、こういうことを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、こういうものを私は日本の憲法は否定しておるものとは考えません。

○国務大臣（岸信介君） …いわゆる集団的自衛権というものの本体として考えられておる締約国や、特別に密接な関係にある国が武力攻撃をされた場合に、その国まで出かけて行つてその国を防衛するという意味における私は集団的自衛権は、日本の憲法上は、日本は持っていない、かように考えております。

○国務大臣（岸信介君） …集団的自衛権ということにつきましては、私が今最も典型的であり、最も問題となるところをはつきりと申し上げましたが、そういうものだけだという説にはなっておらないようあります。…こう言い切ることは、これは一般的の国連で解釈されておる集団的自衛権というものの内容の全部を言い尽くしているものではないと私は考える。…

〔衆・日米安保条約特委 昭35・4・20
岸内閣総理大臣・林法制局長官 答弁〕

○岸国務大臣 いわゆる集団的自衛権という観念につきましては、いろいろの見解があるようあります。しかし、一番典型的なものは、…自分の締約国であるとか友好国であるという国が侵害された場合に、そこに出かけていって、そこを防衛する場合でありますけれども、そういうことは、われわれの憲法のもとにおいては、認められ

ておらないという解釈を私は持っております。…

○岸国務大臣 …日本の憲法9条というものの規定から考えまして、国連憲章第51条の集団的自衛権が国際法上ありと認められておりましても、海外へ出て締約国もしくは友好国の領土を守るということは、日本ではできない。こういう意味において、われわれは、いわゆる集団的自衛権の最も典型的なものを観念上は持つておるけれども、事実上これは行使できない。その行使できない権利は、持たないという説明をするわけであります。…

○林（修）政府委員 …憲章第51条にいう集団的自衛権の行使、これは中心としての概念は、他国一自國と歴史的、あるいは民族的、あるいは地理的、あるいは条約上、そういういろいろな関係がございましょうけれども、そういう関係にある他国が武力攻撃を受けた場合に、それを自國が受けたと同様に見て、その他国を防衛する、武力をもつて防衛するということが、国連憲章上違法な戦闘、戦争とは認められないというのが、国連憲章51条の意味だと思います。集団的自衛権、ここで言っておる集団的固有の自衛権というのは、そういう意味においては、武力行動を中心とする概念であることは間違いございません。しかし、そういう意味の武力行動は、日本の憲法上は認められないということを先ほどから申し上げておるわけでございます。しかし、先ほど来申し上げておる通りに、学者によつては、あるいは一般的の説によつては、集団的自衛という観念を、もう少し広く広げて解釈している人もあるわけであります。そういう意味にいろいろのものが含まれてくる。たとえば、基地提供とか、あるいは他国が侵略された場合に、それを経済的に援助するとか、こういうことも含まれてくるという説もあるわけでございまして、そういうものも集団的自衛権と呼べば、日本の憲法上それをどこも排除しているものはない。こういうことを先ほどから申し上げておるわけでございます。

〔参・決算委 昭47・9・14
吉國內閣法制局長官 答弁〕

○説明員（吉國一郎君） …憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第13条の規定を見ましても、日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということを放置するというところまで憲法が命じておるものではない。第12条[編注：第13条]からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがつて、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならぬ。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが私たちの前々からの考え方でございます。…また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるというところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある國があるといつましても、その國の侵

略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとるということが、憲法の容認するぎりぎりのところだという説明をいたしておるわけでございます。…

○説明員（吉國一郎君） …憲法前文なり、憲法第12条[編注：第13条]の規定から考えまして、日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。…

○説明員（吉國一郎君） …侵略が現実に起こった場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされるおそれがある。その場合に、自衛のため必要な措置をとることを憲法が禁じているものではない、というのが憲法第9条に対する私どもの今までの解釈の論理の根底でございます。…

○説明員（吉國一郎君） …他国が——日本とは別なほかの国が侵略されているということは、まだわが国民が、わが国民のその幸福追求の権利なり生命なり自由なりが侵されている状態ではないということで、まだ日本が自衛の措置をとる段階ではない。

…

○説明員（吉國一郎君） …わが国の国土が侵されて、その結果国民の生命、自由及び幸福追求に関する権利が侵されるということがないようにする、そのないようにするというのは非常に手前の段階で、昔の自衛権なり生命線なんという説明は、そういう説明でございましたけれども、いまの憲法で考えられておりますような自衛というのは最小限度の問題でございまして、いよいよ日本が侵されるという段階になって初めて自衛のための自衛権が発動できるという、自衛のための措置がとり得るということでございますので、かりにわが国と緊密な関係にある国があったとして、その国が侵略をされたとしても、まだわが国に対する侵略は生じていない、わが国に対する侵略が発生して初めて自衛のための措置をとり得るのだということからいたしまして、集団的自衛のための行動はとれないと、これは私ども政治論として申し上げているわけでなくて、憲法第9条の法律的な憲法的な解釈として考えておるわけでございます

○説明員（吉國一郎君） …わが国が侵略をされてわが国民の生命、自由及び幸福追求の権利が侵されるというときに、この自國を防衛するために必要な措置をとるというのは、憲法9条でからうじて認められる自衛のための行動だということでございまして、他国の侵略を自国に対する侵略と同じように考えて、それに対して、その他国が侵略されたのに対して、その侵略を排除するための措置をとるというところは、憲法第9条では容認してはおらないという考え方でございます。

○説明員（吉國一郎君） …わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛

行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

(国会提出資料)

＜集団的自衛権と憲法との関係＞

(参・決算委提出 昭47・10・14)

国際法上、国家は、いわゆる集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにかかわらず、実力をもって阻止することが正当化されるという地位を有しているものとされており、国際連合憲章第51条、日本国との平和条約第5条(c)、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約前文並びに日本国とソヴィエト社会主义共和国連邦との共同宣言3第2段の規定は、この国際法の原則を宣言したものと思われる。そして、わが国が国際法上右の集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然といわなければならない。

ところで、政府は、従来から一貫して、わが国は国際法上いわゆる集団的自衛権を有しているとしても、国権の発動としてこれを行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界をこえるものであって許されないとの立場にたっているが、これは次のような考え方に基づくものである。

[①] 憲法は、第9条において、同条にいわゆる戦争を放棄し、いわゆる戦力の保持を禁止しているが、前文において「全世界の国民が…平和のうちに生存する権利を有する」ことを確認し、また、第13条において「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、…国政の上で、最大の尊重を必要とする」旨を定めていることからも、わが国がみずから存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでも放棄していないことは明らかであって、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするため必要な自衛の措置をとることを禁じているとはとうてい解されない。[②] しかしながら、だからといって、平和主義をその基本原則とする憲法が、右にいう自衛のための措置を無制限に認めてはいるとは解されないのであって、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るために止むを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は、右の事態を排除するためとられるべき必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。[③] そうだとすれば、わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとわざるを得ない。

(注) [①] ~ [③] は編注。

(国会答弁例)

〔衆・内閣委 昭55・10・28
味村内閣法制局第一部長 答弁〕

○味村政府委員 …一般論を申し上げますれば、日本はいわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないということになっておるわけでございます。集団的自衛権と申しますのは、結局、自国と緊密な関係を持っておる他国、これが武力攻撃を受けました場合に、その他国を助けるため、防衛するために武力を行使するということでございます。そういうように武力の行使ということが集団的自衛権の要件といいますか中心概念になっているわけでございますが、費用の負担ということは、一般的に申し上げすれば武力の行使には該当しないであろうというように考えております。しかし問題は、具体的になりました場合にいろいろな状況とか使途、目的、いろいろございましょうから、そういうことを具体的に詰める必要はあろうかと存じます。

(質問主意書・答弁書)

(昭56・5・29 対稲葉誠一・衆)

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと解している。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たつては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるというようなものではない。

(国会答弁例)

〔衆・法務委 昭56・6・3
角田内閣法制局長官 答弁〕

○角田(禮)政府委員 先ほども申し上げましたように、集団的自衛権の観念というものは、国連憲章51条によって確認されたものだと思います。恐らくその国連憲章51条でそういう集団的自衛権の観念というものを確立したのは、やはりいわゆる戦争というものが一般的に違法視され、その中においても、自国が侵略を受けたときにそれを個別の自衛権をもつて反撃をするということは、少なくともこれは固有の国家の権能として何人も疑い得ないところだと思います。

ところが、御承知のように、国連憲章のできる前からいろいろ地域的な取り決めがあつて、共同防衛というような形ができていたわけです。それを何らかの形で国連憲

章上認めようというところから、集団的自衛権という観念がそこへ出てきたのだ。そういう意味では、本来的な意味の自衛権ではございませんけれども、いわば主権国家として、すべての国は個別的自衛権と集団的自衛権とを持つということが確認されたわけで、わが国も国連に加盟をするというときに、平和条約によって独立を回復し、さらに国連加盟によってそういう点が世界のほかの国々と同じように主権国家としてそれを持った、こういうことになると思います。その点は御容認願えると思います。

ところが、それにもかかわらず、わが憲法というのは世界のどこにもない憲法でございまして、そして憲法9条の解釈として、自衛権というものは政府がたびたび申し上げているように持っているわけでございますけれども、その自衛権というものはあくまで必要最小限度と申しますか、わが国が外国からの武力攻撃によって国民の生命とか自由とかそういうものが危なくなつた場合、そういう急迫不正の事態に対処してそういう国民の権利を守るための全くやむを得ない必要最小限度のものとしてしか認められていない、こういうのが私どもの解釈でございます。

そうなりますと、国際法上は集団的自衛権の権利は持っておりますけれども、それを実際に行使することは憲法の規定によって禁じられている。つまり、必要最小限度の枠を超えるものであるというふうに解釈しているわけです。そこで、国際法上は持っているにもかかわらず、現実にそれを行使することは国内法によって禁止をされている、こういうふうにつなぎ合わせているわけでございます。

○稲葉委員 …日本と密接な関係にある外国が侵害を受けたときに、それは間接に日本に影響があると言うのでしょう。そういうのは行使できないと言うのでしょう。間接か直接かを一体だれがどのようにして判断するのか。直接影響を受けているということならば、それは個別的自衛権の発動となるのでしょう。ならないのですか。外国が侵害を受けている、それが結局日本に対する直接の攻撃とみなされるというような場合は全然ないですか。その結果として日本の国家の存立や何かに関係するという場合でも、日本は何もできないということですか。そんなことはないのじゃないですか。そこら辺のところをはっきりしてもらいたい。

○角田（禮）政府委員 …わが国に対する武力攻撃がなければ、わが国の自衛権の発動はないということを申し上げたわけあります。

それから、直接であろうが間接であろうがわが国に対する武力攻撃がなくて、ただ平和と安全が脅かされるおそれがあるとか影響があるとか、そういうことではだめだということを申し上げたわけで、直接の影響があるから自衛権が発動できるというようなことは申し上げたつもりはございません。影響ではございません。武力攻撃がなければいけないということを申し上げております。

〔参・予算委 昭58・4・1
角田内閣法制局長官答弁 対矢田部委員〕

○政府委員（角田禮次郎君）…わが国が集団的自衛権の行使ができないというのは、これは憲法9条の制約であるわけです。その憲法9条の制約というのは何かと言えば、

わが国の自衛のために必要最小限度の武力行使しかできないというわけであります。したがって、個別的自衛権の場合でもその自衛の枠を超えるものは無論できないわけであります。いわんやその集団的自衛権、なぜできないかというのは、いま申し上げたような自衛の枠を超えるからできないわけですから、一たん武力攻撃を受けた後でも、そういう集団的自衛権が自由に行使できるというようなことはあり得ないと思います。

(国会提出資料)

〈湾岸の平和と安定の回復のため国際連合安全保障理事会の関連諸決議に従って活動している各国を支援するために湾岸アラブ諸国協力理事会に設けられている湾岸平和基金に対して資金を拠出することと憲法第9条との関係について〉

(衆・予算委提出 平3・3・7)

昭和56年5月29日付け政府答弁書においても明らかにしたとおり、我が国が単に費用を支出することと、我が国の憲法解釈上認められない集団的自衛権の行使との関係について一般論を述べれば、集団的自衛権を含めおよそ自衛権とは、国家による実力の行使に係る概念であり、我が国が単に費用を支出するということは、右にいう実力の行使には当たらず、我が国憲法解釈上認められない集団的自衛権の行使には当たらぬ。

湾岸平和基金に対する今回の90億ドルの追加拠出に即して具体的に述べれば、今回の追加拠出は、湾岸の平和と安定の回復のため国際連合安全保障理事会の関連諸決議に従って活動している各国を支援する目的で行われる資金拠出であり、右拠出により我が国は、単に費用を支出するにとどまる。これは、国家による実力の行使には当たらず、我が国憲法解釈上認められない集団的自衛権の行使には当たらぬ。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平10・12・7
大森内閣法制局長官 答弁〕

○大森（政）政府委員 憲法解釈の変更に関するお尋ねでございますが、内閣法制局は、その職務と申しますのは、法律問題について内閣に意見を申し上げるという立場でございます。そういう立場から、一般的な見解を申し上げたいと思います。

これはもう重々御承知のとおりだと思いますが、憲法を初め法令の解釈と申しますのは、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立法者の意図あるいはその背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものにつきましては、全体の整合性に留意して、論理的に確定すべき性質のものであるというふうに考え、日ごろそのような立場からその見解を申し上げているわけでございます。

したがいまして、政府の憲法解釈等につきましては、このような考え方に基づきまして、それぞれ論理的な追求の結果として示してきたものでございまして、一般論として言えば、政府がこのような考え方を離れて自由にこれすなわち憲法上の見解を変

更することは、そういう性質のものではないというふうに言わざるを得ないと思います。

特に、国会等において、ただいま御指摘にありましたように、議論の積み重ねを経て確立され、定着しているような解釈につきましては、政府がこれを基本的に変更することは困難であると考える次第でございます。今問題になっている憲法9条をめぐる諸問題についての見解、これはその一例ではなかろうかというふうに考える次第でございます。

〔衆・防衛指針特委 平11・4・1
高村外務大臣 答弁〕

○高村国務大臣 …国際法上の集団的自衛権という概念が、常に実力の行使以外のものを一切含まないかどうかの点については、集団的自衛権が初めて国連憲章に明記されて以来、学説上議論があつたことは事実であります。…

ただ一方で、集団的自衛権の概念は、その成立の経緯から見て、実力の行使を中心とした概念であることは疑いないわけでありまして、また、我が国の憲法上禁止されている集団的自衛権の行使が我が国による実力の行使を意味することは、政府が一貫して説明してきたところであります。

…現時点での我が国政府の考え方とすれば、学説はいろいろある、それは岸先生が答弁されたとおりでございますけれども、やはり実力をもって阻止するということが、個別的であれ集団的であれ、自衛権の中核的概念である、こういうふうに考えております。

〔参・防衛指針特委 平11・5・20
大森法制局長官 答弁〕

○政府委員（大森政輔君） …要するに、憲法9条は、一見いたしますと、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」と、あたかも一般的な否定の観を呈しているわけですが、こういう憲法9条のもとでも自衛権というものは否定していないんだということが昭和29年のあの見解であるわけでございます。

すなわち、日本国は独立主権国として自国の安全を放棄しているわけではない。それは、憲法上も平和的生存権を確認している前文の規定とか、あるいは国民の生命、自由あるいは幸福追求に対する権利を最大限尊重すべき旨を規定している憲法13条の規定等を踏まえて憲法9条というものをもう一度見てみると、これはやはり我が国に対して外国から直接に急迫不正の侵害があった場合に、日本が国家として国民の権利を守るために必要最小限の実力行使までも認めないというものではないはずである。これが自衛権を認める現行憲法下においても自衛権は否定されていないという見解をとる理由であります。

これがひいては、集団的自衛権を否定する理由にもなるわけでございまして、しか

しながら集団的自衛権の行使というものは、他国に対する武力攻撃があった場合に、我が国自身が攻撃されていないにもかかわらず、すなわち我が国への侵害がない場合でも我が国が武力をもって他国に加えられた侵害を排除することに参加する、これが集団的自衛権の実質的な内容でございますので、先ほど申しました憲法9条は主権国家固有の自衛権は否定していないはずであるという理由づけからいたしますと、そういう集団的自衛権までも憲法が認めているという結論には至らないはずである。

したがいまして、先ほど御指摘になりました文献がコメントしているようなそういう自衛隊合憲論を守り通すために集団的自衛権を否定しているんだというものではございませんで、自衛隊は合憲である、しかし必然的な結果といいますか、同じ理由によって集団的自衛権は認められないんだということ、そういうふうに考えているわけでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平13・5・8 対土井たか子・衆)

一について

政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきている。

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については過去50年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。

他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平13・5・15
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○岡田委員 …集団的自衛権をはっきり認める…こういうものは、私は、やる必要があるかどうかは別にして、もしやる必要があるのであれば憲法改正でやるべきだという総理の従来の見解、そちらの方が正しいように思うのですが、いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 私も基本的には同じ考えです。

しかし、いろいろ研究についてまで否定することはない。特に、憲法の改正については十分な配慮が必要ですし、国民的な議論も見きわめなきやならない。私自身も常常申し上げておりますように、政府の解釈については、長年国会の審議等積み上げられたものがあります。これをもし変えるというのであれば、よほど慎重な十分な配慮

がなされなければなりませんし、そういう点も含めまして、私は、幅広い議論が行われることが必要であり、もしも変えるということがあったとしても、これは十分に慎重に検討しなきやならない。

本来望ましいあるべき姿は、…きちんとそういう誤解のないような形で憲法改正という手続をとってやった方がより好ましいというのは、岡田議員と同様の考えを持っていると私は認識しております。

○岡田委員 …集団的自衛権というのは武力行使するということあります。これは、憲法9条の根幹の問題であります。

…それを解釈改憲でやるのは私は絶対反対であります。もし必要であれば、それはきちんと議論して、国民的理解を得て憲法を変えるということなら、それは可能性としてはわかりますが、憲法の解釈でそこまで認めてしまうということは私はあり得ない、そういうふうに思っておりますが、その基本認識は総理は同じだと考えてよろしいでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 基本認識は同じと言つてもいいと思います、やるべきことは。

日本の憲法には非常に制約がある。その中で、いろいろ苦労しなきやならない点もある。現実の状況が変化しておりますので、憲法の範囲内の中で何が可能か、そういう点については研究してもいいのではないか。しかし、今言ったように、きちんとやれるというためには、根本的に憲法を改正した方がいいのではないかという基本認識は、私と共有する面がかなり多いと思っております。

(質問主意書・答弁書)

(平13・7・10 対土井たか子・衆)

二について

…集団的自衛権の問題に関し、どのような研究を行っていくかについては、国会等での議論をも十分に踏まえながら、今後検討していきたいと考える。

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平13・10・26
津野内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人(津野修君) …集団的自衛権に係る憲法の解釈につきましても、これは過去、幾多の国会での議論の積み重ねによりまして、それで固まってきたものであります。その変更については十分慎重でなければならない非常に難しい問題であるというふうに考えております。

そこで、何か法律をつくって、手続とか何かをつくって憲法解釈を変更することをするのはどうかというようなお尋ねかと存じますけれども、これは国会の方でされるというお話だったようにお伺いしましたが、それは国会の方でそういう立法をされるということにつきましては、私どもはその国会の権能についてとやかく申すべき立場にはございませんので、それについては私どもの方からお答えをすることは差

し控えたいというふうに存じます。

○政府特別補佐人（津野修君） ただいま申し上げましたのは、国会のことについては私どもの方から申し上げる筋合いではない。政府の方の憲法解釈の問題につきましてはこれは従来から非常に議論がございまして、現在では議論の積み重ねによりまして固まっている解釈でございますから、それはなかなか慎重にやらなければいけない。したがって、どういう手続でやるのかとかいうような議論までには、私はしていないつもりでございます。

○政府特別補佐人（津野修君） この憲法の9条の特にいろいろの解釈がございますわけでございますが、集団的自衛権の解釈もその一環でございますけれども、それにつきましてどのような手順でどういうふうに変更するのかというようなことは私どももちょっと余り考えたことございませんので、お答えは差し控えさせていただきたいと思います。

〔衆・事態対処特委 平14・5・9
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○小泉内閣総理大臣 …いろいろな科学技術といいますか兵器の進歩によって、どれが、どういう場合が集団的自衛権に当たるのか、個別的自衛権に当たるのかというの、その時々の態様によって、見方によって、また人によって解釈が違ってくる。そういう点の議論というのは私は妨げないということを言っているんです。

いろいろな議論が我が党内においても行われております。それは結構だ、さまざまな角度から研究してもいいのではないかということを言っているのであって、私は、特別に機関を設けてとか委託してとか、そういうことじゃないんです。党内でも自由に議論してくださいということを私は申し上げているつもりでございます。

（質問主意書・答弁書）

（平14・7・23 対平岡秀夫・衆）

四について

…我が国及びアメリカ合衆国は、日米安保条約第5条に基づき、我が国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が発生した場合に、自国の憲法上の規定及び手続に従って、共通の危険に対処することとなるが、この場合、同条に基づき行動する合衆国軍隊は、国際法上認められた自衛権の範囲内で武力の行使を行うこととなる。

（国会答弁例）

〔参・予算委 平15・3・14
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（秋山收君） 憲法の解釈はその法令の規定の文言、趣旨などに即しつつ、立案者の意図も考慮し、また、議論の積み重ねのあるものにつきましては全体の整合性も保つことにも留意して論理的に確定されるべきものでございます。

このような観点から検討いたしまして、当局としては、現行憲法第9条の下において集団的自衛権の行使は許容されるという解釈を十分説得力のある論理として構築することは困難であると考えております。…

…我が国に対する武力攻撃が発生した場合において、…我が国を防衛するために行動しているアメリカの艦船等が攻撃を受けたときに、自衛隊がその攻撃を排除することは、それが我が国に対する武力攻撃から我が国を防衛するための必要な限度での実力行使にとどまるものである限り、あくまでも個別的自衛権の行使として許されると解しております、集団的自衛権に基づき許されると解しているわけではございません。

〔参・事態対処特委 平15.6.2
宮崎内閣法制局第一部長 答弁〕

○政府参考人（宮崎礼壹君） 憲法第9条は、第1項におきまして、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と規定しております、さらに、同条第2項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と規定しております。

解釈論といたしましてはここから出発するしかないわけでございます。この文理だけから見ますと、一見いたしますと、我が国による実力の行使は一切禁じられているように見えるわけでございます。しかしながら、憲法前文で確認しております日本国民の平和的生存権や、憲法13条が生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えますと、憲法9条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされているような場合に、これを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないというふうに解されるところであります。

すなわち、先ほど述べました憲法9条の文言にもかかわらず自衛権の発動として我が国が武力を行使することができる、認められるのは、当該武力の行使が、外国の武力攻撃によって国民の生命や身体あるいは権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処して国と国民を守るためにやむを得ない措置であるからだというふうに考えられるわけであります。

ところで、お尋ねの集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止する権利というふうに解されております。

このような集団的自衛権は、我が国に対する急迫不正の侵害に対処する、直接対処するものではございませんで、他国に加えられた武力攻撃を武力で阻止することを内容とするものでありますので、先ほど述べましたような個別的自衛権の場合と異なりまして、憲法第9条の下でその行使が許容されるという根拠を見出すことができないというふうに考えられるところでございます。

(平15・7・15 対伊藤英成・衆)

一及び三について

…一般的に、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものである。政府による法令の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであり、御指摘のような国内外の情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に法令の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えられる。中でも、憲法は、我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第9条については、過去50年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。…

二の1及び4のアについて

国際法上、一般に、「個別的自衛権」とは、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止する権利をいい、他方、「集団的自衛権」とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解されている。

このように、両者は、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうかという点において、明確に区別されるものであると考えている。…

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平15・7・17
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（秋山收君） まず、集団的自衛権の問題でありますけれども、…我が国が国際法上主権国家として集団的自衛権を有することはもちろんでございますが、国家が国際法上どのような権利を有するか、すなわち国際法上何を適法になし得るかということと、このような国際法上の権利の行使を国内法においてどのように制約をするかどうかということとは別の問題でありますて、一般に国家が国際法上の権利を行使するか否かは各国の判断に…ゆだねられており、主権者である国民の意思により制定された憲法その他の国内法によって国際法上与えられた特定の権利の行使を制限したとしても、これは国際法上の義務を国内法において履行しない場合とは違いますて、国際法と国内法との間の矛盾抵触の問題が生ずるわけではございません。逆に義務を履行しないということになりますと、条約と法律、あるいは条約と憲法の優位関係、抵触の問題が生ずるわけでございますが、権利の制約については基本的にはそういう問題が生じないと考えております。したがいまして、法的に特段の問題が生ずるものではない…。

このように国際法上保有している権利を国内法で行使しないこととしている例につきましては、正に我が憲法第9条第2項で、例えば交戦権につきまして、国際法上基本的には容認されていると考えられますが、我が国においては9条2項の規定によりこれを認めないこととしているところであります。また、同じく同じ条文で、国際法上は各国の保有する軍隊の規模などについて基本的には制約がないものと考えられますが、我が国は9条2項で自衛のための必要最小限度を超える実力の保持は認められないと解釈しているところでございます。

〔参・外交防衛委 平15・7・25
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） …私は集団的自衛権を認めんならば憲法は改正した方がいいと思っております。憲法を改正しないで集団的自衛権、これまで積み重ねてきた政府解釈を変えるということは小泉内閣ではするつもりはありません。

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） …集団的自衛権の行使を認めろということだったらば、私は現行憲法を改正すべきだということを言っております。

〔衆・予算委 平16・1・26
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○安倍委員 総理は、…平成13年4月27日の総理記者会見において、集団的自衛権の行使について…「今の解釈を尊重するけれども、今後、あらゆる事態について研究してみる必要があるんじゃないかというふうに思っております。すぐその解釈を変えるということじゃないんです。研究してみる余地がある、」こうおっしゃっている。

…この考えに、総理、お変わりはないかどうか、お伺いをしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 憲法制定以後50年以上経過していますと、やはり当時の、制定時の解釈と時代の変化があります。…憲法の解釈におきましても、時代の変遷につれ、また国際情勢の変化について、考え方が変わってきている面も多々あると思います。

そういう中で、集団的自衛権の問題ですが、これは憲法の中でも、個別、集団問わらず、自衛権は認められているというのは、私は大方の考え方だと思っております。そういう中で、集団的自衛権の行使は認めないとというのが歴代日本政府の考え方もあります。

そういうことも踏まえながら、憲法の解釈をどう変えていくかということは、今までの論議の積み重ねもよく検討しなきやいけない、時代の変遷も見きわめなきやいけないということで、集団的自衛権の解釈をめぐってどうあるべきかという議論は大いにして結構だと思います。

しかしながら、私は、今までの積み重ねてきた国会の議論、歴代政府の考え方を小泉内閣においては尊重していきたいと思っております。

〔衆・予算委 平16・1・26
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○秋山政府特別補佐人 昭和35年の参議院予算委員会におきまして、法制局長官が、例えば日米安保条約に基づく米国に対する施設・区域の提供、あるいは侵略を受けた他国に対する経済的援助の実施といったような武力の行使に当たらない行為について、こういうものを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、そういうものは私は日本の憲法の否定するものとは考えませんという趣旨の答弁をしたことがございます。

この答弁は、当時の状況において、集団的自衛権という言葉の意味につきまして、これは御承知のように国連憲章において初めて登場した言葉でございまして、その言葉に多様な理解の仕方が当時は見られたことを前提といたしまして、御指摘のような行為につきまして、そういうものを集団的自衛権という言葉で理解すれば、そういうものを私は日本の憲法は否定しているとは考えませんと述べたにとどまるものと考えております。

現在では、集団的自衛権とは実力の行使に係る概念であるという考え方が一般に定着しているものと承知しております。

〔衆・予算委 平16・2・10
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○大野（功）委員 集団的自衛権というのは…日本国憲法において保有しているのかどうか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○秋山政府特別補佐人 …我が国が主権国家である以上、国際法上、集団的自衛権を有していることは当然であります。

それで、お尋ねは、憲法上どうかという問題でございますが、日本国憲法を含めまして、いわゆる近代憲法というものは、主権者たる国民が、その意思に基づきまして国家権力の行使のあり方について定めまして、これによりまして国民の基本的人権を保障するというところにその基本的な役割があるものと考えております。したがいまして、ある国際法上の権利を国家が保有するかどうかということについて、そういう事柄について定めることは憲法の本来の役割ではないのではないかと思います。

それからまた、我が国憲法は、集団的自衛権を保有するかどうかについて明文で定めているものでもございませんので、憲法の解釈として、憲法上、我が国がこれを保有しているかどうかについて結論を導くことについてはなかなか難しい問題があろうと思います。

ところで、憲法を含め、法令の解釈というのは、何らか実際の用に資するために行うものでございます。かねて申し上げているように、憲法第9条のもとにおきまして、我が国が集団的自衛権を行使することは認め得られないと解される以上、憲法上この権利を保有するかどうかにつきまして論することは、実際上の利益は余りないのでないかと考えております。

以上申し上げたところが、従来の説明におきまして…我が国として、憲法上、集団的自衛権を行使できない以上、これを持っているかどうかはいわば観念的な議論であ

り、…保有していないと言っても結論的には同じであると申し上げてきた理由でございます。

〔参・本会議 平16・2・27
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 集団的自衛権と憲法の問題ですが、現行憲法施行後の国際情勢の推移を踏まえて、集団的自衛権と憲法の関係について様々な議論があることは承知しております。憲法上の問題について、だれもが受け入れる状況の変化の中で時間の経過とともに制定時とは異なる憲法解釈が定着していくというものであれば、解釈の変更も一つの問題解決の方法となり得るものであると考えております。

しかし、解釈変更の手段が便宜的、意図的に用いられるならば、従前の解釈を支持する立場を含めて、解釈に関する紛議がその後も尾を引くおそれがあり、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれる事が懸念されます。その意味で、私としては、憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の変更によるものではなく、正面から憲法改正を議論することにより解決を図ろうとするのが筋だらうと私は考えております。

いずれにせよ、政府の憲法解釈は一貫してまいりましたし、これまで積み重ねてきた議論を尊重したいと思います。

〔衆・予算委 平16・3・5
石破防衛庁長官 答弁〕

○石破国務大臣 …私どもは治安維持の任務を負っておりません。…オランダは、治安維持の任務を負っております。そのオランダが日本の助けを必要とするような状況が本当に現出するかといえば、まず、そのような状況が現出するとは考えられない。

…オランダがやられた場合に助けられるか助けられないかということは、まさしくこの17条〔編注：旧イラク人道復興支援特措法〕が予定しておるような武器使用の状況が出現するかどうか、現出するかどうか、そういう問題であります…。

…これはオランダが自衛権を行使するという形ではございませんので、直接、集団的自衛権の問題と直結する話ではございません。

（質問主意書・答弁書）

（平16・6・18 対島聰・衆）

○質問主意書

二 (一) 平成13年7月10日の…答弁書の、集団的自衛権の問題に関する研究に言及した部分は、国会等での議論を踏まえた上で、その行使に関する政府見解を見直すことも含むという趣旨か。

(二) 例え我が国が攻撃されてはいないが、同盟国の軍隊が我が国領域外のこれに接着した水域で攻撃され、同盟国に対する武力行使と評価しうる場合に、同国を防衛しなければその直後には我が国への武力行使が確実と見込まれるようなど

き、すなわち個別的自衛権に接着しているものともいえる形態の集団的自衛権に限って、その行使を認めるというような場合を限局して集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。このような解釈を含め、集団的自衛権に関する憲法解釈について政府として変更の余地は一切ないのか。

○答弁書

二について

憲法第9条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するためには必要最小限度の範囲で実力行使することまでは禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力行使することが許されるとする根拠を見いだし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体的な事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第9条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものと考える。

御指摘の答弁書のお尋ねに係る部分の趣旨及び集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の変更についての考え方は、平成14年5月9日の衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における赤松正雄委員の質疑及び本年2月27日の参議院本会議における山本香苗議員の質疑に対する小泉内閣総理大臣の答弁において述べられているとおりである。

(国会答弁例)

〔衆・本会議 平16・8・2
小泉内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（小泉純一郎君） 集団的自衛権の行使と憲法改正についてでござい

ます。

憲法第9条のもとにおいては集団的自衛権の行使は許されないとする政府の憲法解釈は、今まで一貫しております。これまで積み重ねていた議論を私は尊重したいと思っております。

集団的自衛権と憲法の関係についてさまざまな議論があることは承知しております。この点について、憲法解釈の変更によって集団的自衛権を認めるべきだとの意見があることも私は承知しております。私としては、見解が対立するこのような問題については、便宜的な解釈の変更によるものではなく、今後、正面から憲法改正を議論することにより解決を図ろうとするのが筋であろうと考えております。…

〔衆・安保委 平17・3・25
横畠内閣法制局第二部長 答弁〕

○横畠政府参考人 …他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは、やはり集団的自衛権の行使と評価せざるを得ないのではないかと考えております。それを我が国が行うということにつきましては、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えているところでございます。

(質問主意書・答弁書)

(平17・10・21 対藤末健三・参)

一について

集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の変更については、平成16年2月27日の参議院本会議における山本香苗議員の質疑及び同年8月2日の衆議院本会議における志位和夫議員の質疑に対する小泉内閣総理大臣の答弁において述べられているとおりであり、憲法第9条の下においては集団的自衛権の行使は許されないとの政府の憲法解釈は、これまで一貫しており、政府としては、これまで積み重ねてきた議論を尊重すべきものと考えている。

(平17・10・21 対藤末健三・参)

二について

我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上は当然であるが、憲法には集団的自衛権の保有それ自体について言及する規定は存在せず、かねて述べてきたとおり憲法第9条の下においては集団的自衛権を行使することはできないと解される以上、この権利をあたかも保有していないのと同じであって、我が国が憲法上集団的自衛権を保有しているかどうかは、いわば観念的な議論であると言わざるを得ない。そこで、政府としては、集団的自衛権については、憲法上行使できず、その意味において、保有していないといつても結論的には同じであると考えているところである。

(国会答弁例)

〔衆・本会議 平18・10・2
安倍内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） …集団的自衛権についてのお尋ねがありました。

政府としては、これまでの憲法解釈や国会における議論の積み重ねを十分に尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や、武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえ、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようするため、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいります。

なお、研究に当たりましては、これまでの国会等における御論議も十分踏まえながら、整々と検討を進めてまいりたいと考えております。…

(質問主意書・答弁書)

(平19・5・11 対鈴木宗男・衆)

一から四までについて

政府としては、従来から、憲法第9条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまでは禁じていないと解しており、他方、集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説において、「時代に合った安全保障のための法的基盤を再構築する必要があると考えます。いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な類型に即し、研究を進めてまいります。」としているところであり、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、内閣総理大臣の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」を開催することとしたところである。

(国会答弁例)

〔衆・安保委 平19・5・15
山本内閣法制局第一部長 答弁〕

○山本政府参考人 …まず、弾道ミサイルにつきましては、我が国に飛来する相当の蓋然性があり、自衛権発動の三要件を満たす場合には、その迎撃は我が国の自衛権の行使として当然認められるというふうに考えますし、また、弾道ミサイル等に対する破壊措置の規定というのがございまして、自衛隊法の82条の2〔編注：平成21年法律第55号による改正前・現第82条の3〕でありますけれども、これに定める要

件に該当する場合にはその破壊措置をとることができる。最後に、一般論として、我が国に飛来する蓋然性のない、他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが他国に対する武力攻撃である場合には、我が国がそれを撃墜することは憲法上の問題が生じ得るというのがお答えでございます。

第二の、米軍艦艇の話でございますけれども、これはやはり二つに分かれておりまして、既に我が国に対する武力攻撃が発生した場合におきまして、我が国防衛のために行動している米軍艦船が相手国から攻撃を受けたときには、我が国の自衛権の行使によって対処することが可能でありますし、また、法理としては、個別具体的な事実関係におきまして、お尋ねのような、米軍艦船への攻撃が我が国に対する武力攻撃に該当すると認められるならば、我が国として自衛権を発動して実力を行使することによって、当該米軍艦船への攻撃を排撃するということが可能な場合もあります。

また次に、武力攻撃に当たらない武器の使用といたしまして、自己等や武器等の防護のための武器使用の規定、これはテロ特法の12条あるいは自衛隊法の95条でございますが、その要件が満たされるときには武器の使用が認められておりまして、このような武器の使用が、結果的に米軍艦船に対する攻撃を防ぐ反射的効果を有する場合があり得るというふうにお答えしているわけでございます。

〔参・本会議 平19・10・5
宮崎内閣法制局長官 答弁〕

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） 現行のテロ特措法に基づく協力支援活動と憲法との関係についてお尋ねをいただきました。

集団的自衛権は、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利をいうと解され、政府としては従来からその行使は憲法上許されないと解してきております。

ところで、この場合、集団的自衛権とは国家による実力の行使についての概念でございまして、例えば基地の提供や単なる費用の支出、あるいは現行のテロ特措法の枠組みの下での補給等の支援活動のようなものは、いずれも実力の行使自体に当たらず、集団的自衛権の問題は生じないと考えられてきているところでございます。

現行のテロ特措法に基づく補給などの活動は、それ自体武力の行使、すなわち国家による実力の行使に当たらないものであることは明らかであります、また、その活動の地域が同法に言います非戦闘地域であること等の法律上の枠組みが設定され、他の武力の行使との一体化の問題が生じないように規定されておりますので、集団的自衛権の問題を含め憲法第9条に違反することはないものと考えております。

このような考え方に基づきまして、これまでテロ特措法を始めとして累次の立法がなされ、現実に憲法に適合するものとして自衛隊による活動が展開されてきているものと承知しております。

〔衆・予算委 平19・10・9
福田内閣総理大臣 答弁〕

○福田内閣総理大臣 集団的自衛権につきましては、政府は、従来から、集団的自衛権の行使は憲法上許されないというような解釈をいたしております、今現在もそのとおりでございます。

そこで、イラク特措法、テロ特措法とかいうような、そういう新しい任務が生じたときに、それを憲法との関係でどういうように考えるかといったようなことでもってこの集団的自衛権は議論されてきているわけですね。ですから、その辺のことについて、我々としては、どこまで今の憲法の解釈上許される国際活動なのかということについてはこれからも十分議論をしていく必要があると思っております。ただ、その扱いについては十分に慎重でなければいけないというふうに思っております。

〔衆・本会議 平19・10・23
福田内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（福田康夫君） …インド洋における海上自衛隊の活動と集団的自衛権の行使についてのお尋ねがございました。

集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいうと解されております。

このように、集団的自衛権は、国家による実力の行使についての概念であります。したがって、そもそも実力の行使に当たらない行為については、集団的自衛権の行使といった問題は生じません。

現在、インド洋で海上自衛隊が行っている補給活動も明らかに実力の行使には当たらないため、集団的自衛権の行使といった問題が生じることはございません。…

（質問主意書・答弁書）

（平20・10・10 対藤末健三・参）

○質問主意書

- 一 現行憲法は集団的自衛権の行使を禁じていると理解しているが、麻生総理大臣の考え方を明確に示されたい。
- 二 安倍元総理の在任中に組織された「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が、福田前総理の在任中に報告書を提出しているが、麻生総理大臣は政府としてどのようにこの報告書を取り扱っていくのか示されたい。

○答弁書

一について

集団的自衛権とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、従来から政府は、その行使は憲法上許されないと解してきたところであり、現在でも、この立場は、変わっていない。

二について

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が提出した報告書が取り上げている問題は、重要な問題であり、この報告書も含めこれまでの様々な議論を踏まえ、今後十分な議論が行われるべきものと考えている。

(国会答弁例)

〔参・本会議 平21・1・30
麻生内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（麻生太郎君） … 集団自衛権についてのお尋ねがありました。

従来から政府は、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの解釈を取ってきたところであり、現在、この立場に変わりはありません。ただ、本件は極めて重要な課題であり、これまで様々な議論があったことを踏まえまして、その解釈につきましては、今後十分な議論が行われるべきものだと考えております。

なお、海賊行為は、私的目的のために行う不法な犯罪行為でありますから、その対処において集団自衛権の行使が問題となることはないと考えております。…

〔参・内閣委 平21・11・19
平野内閣官房長官 答弁〕

○国務大臣（平野博文君） 集団的自衛権…についてでございますが、これは国際法上、一般的に自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解釈されているものでございます。その行使は憲法9条の下では許されないと、こう考えるのが鳩山内閣の見解でございます。

〔参・予算委 平22・1・26
鳩山内閣総理大臣 答弁〕

○内閣総理大臣（鳩山由紀夫君） 集団的自衛権は、我が国に対する武力行為ではなくて、他国に加えられた武力攻撃を我が国が実力をもって阻止をするということを内容とするものであって、我々とすれば憲法で禁じられていると、そのように解釈しております。

〔参・予算委 平22・8・5
菅内閣総理大臣 答弁〕

○福島みづほ君 …集団的自衛権の行使を禁ずる政府の憲法解釈の見直しは行わないということを明言してください。…

○内閣総理大臣（菅直人君） 変える予定はございません。

(質問主意書・答弁書)

(平23・9・27 対小野寺五典・衆)

二について

集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されている。政府としては、従来から、集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと解してきていると承知している。

(国会答弁例)

〔衆・本会議 平24・7・26
野田内閣総理大臣 答弁〕

○渡辺義彦君 …集団的自衛権について触れさせていただきます。野田総理が議長を務めておられます政府の国家戦略会議の下に属する「フロンティア分科会」は、この度集団的自衛権について、「保有しているが行使できない」としている政府の憲法解釈を見直すよう求める報告書を今月6日、野田総理に提出をいたしました。私はこの報告書は国防を軸として考えれば至極真っ当なもので、政府は議論を深め今後の方向性を明示すべきと考えます。今までの内閣は、実際、内閣法制局の強い抵抗や政治家の臆病さえも手伝って、安全保障の専門家が以前からしてきた集団的自衛権の行使に関して答を得ることなく、実際見送ってまいりました。今回の報告書に対する総理の御初見と御意向をお伺いいたします。…

○内閣総理大臣（野田佳彦君）…集団的自衛権及びフロンティア分科会の報告書についてのお尋ねがございました。政府としては、先程来からの答弁で申し上げているとおり、集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと解してきていると承知しているところであり、内閣総理大臣として、現時点で、この解釈を変えるということはありません。もとより、この問題については、御指摘のフロンティア分科会の報告書も含め、様々な議論があつてしかるべきであろうとは考えています。…

(閣議決定)

〈国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について〉

(平26・7・1閣議決定)

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

- (1) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある。
- (2) 憲法第9条はその文言からすると、国際関係における「武力の行使」を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している「国民の平和的生存権」や憲法第13条が「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」は国政の上で最大の尊重

を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を探ることを禁じているとは到底解されない。一方、この自衛の措置は、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の「武力の行使」は許容される。これが、憲法第9条の下で例外的に許容される「武力の行使」について、従来から政府が一貫して表明してきた見解の根幹、いわば基本的な論理であり、昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」に明確に示されているところである。

この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。

(国会答弁例)

〔衆・予算委 平26・7・14
横畠内閣法制局長官答弁 対北側委員〕

○横畠政府参考人 昭和47年見解における、御指摘のいわゆる集団的自衛権は、まさに集団的自衛権全般を指しているものと考えます。その意味で、丸ごとの集団的自衛権を認めたものではないという点においては今回も変わっておりません。

今般の閣議決定は、国際法上、集団的自衛権の行使が認められる場合の全てについてその行使を認めるものではなく、新三要件のもと、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございます。

このような、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置としての武力の行使は、閣議決定にございますとおり、「国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。」ということでございます。

しかしながら、それ以外の、自国防衛と重ならない、他国防衛のために武力を行使することができる権利として観念される、いわゆるというのが先ほどの72年見解とぴったり同じであるかどうかはあれですが、そのように観念される、いわゆる集団的自衛権の行使を認めるものではありません。

〔参・予算委 平26・7・15
安倍内閣総理大臣答弁 対大塚委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今回の閣議決定により憲法上許容されると判断するに至った集団的自衛権は、新三要件を満たす場合に限定されているわけでありますが、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置に限られるということでありまして、これは、新三要件は、我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆され

る明白な危険があること、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないこと、そして必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、これが三要件であります、この下、満たす場合において集団的自衛権の行使を認める閣議決定でございます。

他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではないわけでありまして、それは今申し上げた、お示しをしたこの三要件から自明の理なんだろうと思います…

〔参・外交防衛委 平27・3・24
横畠内閣法制局長官答弁 対小西委員〕

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 今回の新三要件の下で認められます我が国の自衛の措置、これはやはり、あくまでも我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置に限られるということでございまして、いわゆる他国を防衛することができる権利として観念される集団的自衛権、フルセットと言っても構いませんが、それを認めたものではありません。

現在におきましても、まさに、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権、フルセットの集団的自衛権は、この47年見解の基本論理の下においては認められないということでございます。

〔衆・平安特委 平27・6・10
横畠内閣法制局長官答弁 対後藤委員〕

○後藤（祐）委員 …平成11年、大森法制局長官答弁というのがございます。

…「集団的自衛権の行使というのは、我が国に対する攻撃がないのに他国に対する攻撃を実力で阻止するわけでございますから、これは我が国を防衛するためという目的性において欠けるところがあると。したがって、「単に数量的に超えるからだ」という問題ではないんだということを御理解いただきたいと思います。」これは大変有名な答弁であります。

…これは、今回の新三要件を満たす限定的な集団的自衛権の行使に関しても、この答弁は維持されていると考えてよろしいでしょうか。…

○横畠政府特別補佐人 …まさに、集団的自衛権というものでどのようなものを観念するかという前提の問題がございます。

昨年7月までは、昭和47年もそうでございますけれども、集団的自衛権といいますのはやはり他国を防衛するための権利である、そのように観念されていた。自国防衛を踏み越えて他国防衛に乗り出す、そういう権利であるというふうに理解された、フルセットの集団的自衛権というものをめぐって議論をしていたわけでございます。

今回考えている、新三要件のもとで許されるのは、国際法上の違法性阻却事由としては集団的自衛権のカテゴリーに入りますけれども、その行使の要件、目的としては、三要件をごらんいただければわかるとおりでございまして、第一要件にあるとおり、我が国に対するまさに深刻、重大な影響がある。第二要件でありますように、まさに

我が国の存立と国民を守るためのやむを得ないものである。また、第三要件で、最小限であるということを申しております。

その意味で、御指摘の、平成11年5月20日の大森内閣法制局長官の答弁〔編注：186頁参照〕で言われているところの、集団的自衛権の行使がなぜ許されないのか、必要最小限のものを超えるからということではなくて、我が国を防衛するためというその目的を超えるからなんだということにウエートがあるということでございますけれども、今回考えておりますのは、まさに我が国を防衛するためというその目的の範囲におさまるものを考えているということでございます。（後藤（祐）委員「質問に答えていないです。今回のものが入るかどうかを聞いています。維持されるんですか、この答弁は。新三要件を満たす集団的自衛権に関して、この答弁を維持するんですか」と呼ぶ）

先ほどお答えしたとおりで、この答弁は維持した上で、今回の新三要件を満たすものはこの答弁と矛盾しないということを申し上げているわけでございます。

○後藤（祐）委員 …昭和56年、稲葉衆議院議員の質問に対する答弁書がございます。配付資料の一枚目でございますけれども、これも「憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考えている。」

これは大変有名な答弁というよりは、昭和47年の政府見解よりも、むしろこの昭和56年の稲葉議員の質問に対する答弁書こそ、それから後、我々の日本国が集団的自衛権と憲法の関係について政府見解としてきたものだと私は理解しておりますが、この答弁書は維持するんでしょうか…。

○横畠政府特別補佐人 …昨年7月1日以前におきましての国会の答弁あるいは主意書における答弁書での記述等でございますけれども、いずれも限定的な集団的自衛権という観念は持ち合わせていなかったわけでございまして、全てフルスペックの集団的自衛権についてお答えしているものでございます。

それ自体を今否定するとかいうことではございませんで、今般、新三要件のもとで認めようとしている限定的な集団的自衛権というものについての考え方は、過去の答弁と矛盾はしないということを申し上げているわけでございます。（後藤（祐）委員「維持するんですか。新三要件を満たす集団的自衛権に関して維持するんですか、56年は」と呼ぶ）

そのまま維持するというお尋ねの趣旨が、過去の答弁で、つまりフルスペックでお答えしたものそのままが、せっかく限定して憲法に適合するような範囲におさめることとしている今般の集団的自衛権とそっくり同じわけはないわけでございまして、その意味で、過去の答弁はフルスペックの集団的自衛権に対するものとして維持はいたしますが、今般の限定的な集団的自衛権についての考え方を改めて御説明させていただきたいと思います。

〔衆・平安特委 平27・6・10
横畠内閣法制局長官答弁 対吉田委員〕

○横畠政府特別補佐人 …昨年7月の閣議決定ということになりますけれども、今回のいわゆる集団的自衛権についての解釈のポイントというのは、ごくごく、その結論だけ申し上げますと、いわゆる国際法上認められている集団的自衛権一般、フルセットと言ったりしますけれども、それを認めようというものではございません。そのような集団的自衛権一般を認める、別の言い方をすれば、他国防衛のために我が国が武力を行使する、そういうことをするためには、やはり憲法改正をしなければそれはできないという考え方方は私自身も変わっておりませんし、昨年の閣議決定において、政府としてそのような考え方を維持しているということと理解しております。…

(質問主意書・答弁書)

(平27・6・16 対小西洋之・参)

○質問主意書

- 昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料「集団的自衛権と憲法との関係」との文書（昭和47年政府見解）における「いわゆる集団的自衛権」との三つの文言は、いずれも、昨年7月1日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るために切れ目のない安全保障法制の整備について」で安倍内閣が容認したいわゆる限定的な集団的自衛権を含むあらゆる集団的自衛権、すなわち、集団的自衛権の全体を意味するものと理解してよいか。
- 平成27年3月24日の参議院外交防衛委員会において、横畠内閣法制局長官は「他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とする集団的自衛権、フルセットの集団的自衛権は、この47年見解の基本論理の下においては認められない」と答弁しているところであるが〔編注：271頁参照〕、前記一に言う「いわゆる集団的自衛権」と当該「フルセットの集団的自衛権」との関係について具体的に示されたい。

○答弁書

一及び二について

御指摘の資料における「いわゆる集団的自衛権」とは、国際法上、一般に、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利、すなわち、御指摘の閣議決定でお示しした「武力の行使」の三要件に該当する場合に国際法上の根拠となる場合がある集団的自衛権に限られない集団的自衛権一般を指すものである。御指摘の横畠内閣法制局長官の答弁にいう「フルセットの集団的自衛権」も、これと同じ集団的自衛権一般を指すものである。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・6・26
岸田外務大臣答弁 対今津委員〕

○岸田国務大臣 国際法上、一般に、まず個別的自衛権は、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止することが正当化される権利をいいます。一方、集団的自衛権は、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止することができる権利、このように解されております。よって、国際法上、個別的自衛権と集団的自衛権は、自国に対し発生した武力攻撃に対処するものであるかどうか、こういった点において明確に区別されております。

このように、個別的自衛権と集団的自衛権を厳密に区別し、なおかつ個別的自衛権を認め、そして集団的自衛権について制限を課している国についての御質問ですが、これは網羅的に確認しているものではありませんが、例えば永世中立国であるスイスあるいはオーストリアにおいては集団的自衛権を行使することは想定していない、このように承知しております。また、コスタリカという国においては、集団的自衛権の行使を妨げる法的根拠は存在いたしませんが、そもそも軍隊を保持しておりません。よって、集団的自衛権の行使を想定していない、このように承知をしております。

ただし、それ以外に御指摘のような国があるということについては、承知しておりません。

(国会提出資料)

＜平成27年6月10日、6月15日の後藤祐一議員の指摘事項について＞

(衆・平安特委理事会提出 平27・7・8)

(内閣官房・内閣法制局)

1 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)でお示しした三要件(以下「新三要件」という。)を満たす場合における「武力の行使」には、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものであることから国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却される武力の行使であるものが含まれるが、これは、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として行われるものに限られるのであって、国際法上認められている集団的自衛権一般について、その行使が許されたものではない。

2 一方、昭和56年5月29日の衆議院議員稻葉誠一君に対する答弁書【編注:251頁参照】(以下「答弁書」という。)も、平成11年5月20日の参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会における大森内閣法制局長官の答弁【編注:186頁参照】も、憲法上その行使が許されないとしたのは、国際法上認められている集団的自衛権一般についてであり、その意味において、これらの答弁書及び答弁で述べられた見解は、維持される。

3 なお、答弁書において、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによって不利益が生じるというようなものではない、としたのも、国際法上認められている集団的自衛権一般についてであるが、現在の安全保障環境に照らせば、新三要件を満

たす場合における限定的な集団的自衛権の行使が許されないことは、我が国の存立を全うし、国民を守ることができないということであり、不利益が生じることとなる。

(国会答弁例)

〔参・平安特委 平27・7・29
横畠内閣法制局長官答弁 対吉田委員〕

○横畠政府特別補佐人 新三要件の下での限定された集団的自衛権の行使は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として、一部限定された場合において他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とする武力の行使を認めるにとどまるものでございます。すなわち、国際法上は集団的自衛権の行使として認められる他国を防衛するための武力の行使それ自体を認めるものではないということでございます。その意味で、国際法上の集団的自衛権の行使一般を認めることは憲法に抵触するという考えは変わっておりません。…

〔参・平安特委 平27・7・30
岸田外務大臣答弁 対広田委員〕

○岸田国務大臣 …まず、国際法上、フルスペックの集団的自衛権の要件としましては、武力攻撃を受けた国からの要請、同意があり、そして他に手段がない、必要性があり、そしてもう一つ、三点目としまして必要最小限のものであるという要件があります。

フルスペックの集団的自衛権と我が国が今三要件に基づいて認める武力の行使、この違いを考えますときに、この必要最小限の部分が、まずこの解釈が違います。国際法上は、必要最小限は均衡性を示していると言われています。ただ、我が国の場合には、必要最小限、これは、新三要件の中において定義されております我が国の存立、あるいは我が国の国民の命、自由、そして幸福追求の権利を根底から覆す明白な危険を排除するために最小限の対応、こういった定義にしております。

よって、先ほど専守防衛の定義として答弁をさせていただきました、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、そしてその態様も自衛のための最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための最小限のものに限る、これが従来から説明させていただいている専守防衛の定義ですので、フルスペックの部分につきましては、相手からの攻撃のみならず、均衡性の部分において我が国が限定している武力の行使の範囲を超えてしまう、こういった説明ができると存じます。

そういう点から、今、フルスペックの部分につきましては専守防衛を超えてしまう、こう国際法上説明することができると私は考えております。

〔参・平安特委 平27・8・4
安倍内閣総理大臣答弁 対矢倉委員〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 憲法第9条の下で許される、国民の命と平和な暮らし

しを守るための必要最小限度の自衛の措置としての武力行使のみであります。

今回、新三要件を満たす場合には限定的な集団的自衛権の行使を容認しましたが、これはあくまでも自衛の措置に限られ、他国を防衛することそれ自体を目的とする集団的自衛権の行使一般を認めたものではないわけであります。

現行憲法の下では、世界各国と同様の集団的自衛権の行使一般を認めるなど、今回の解釈を超えて自衛権を広げるような解釈を採用することは困難であり、その場合は憲法改正が必要となると考えております。